

宮城県の海岸保全基本計画



海岸保全基本計画とは・・・

海岸保全基本計画とは、「美しく、安全で、いきいきとした海岸」を次世代へ継承していくことを基本理念とする国の定めた「海岸保全基本方針」に基づいて都道府県が作成する計画で、地域の意見等を反映して作成する、法律で定められたものです。

宮城県の沿岸は、三陸南沿岸と仙台湾沿岸に区分されます。



本計画の基本理念

三陸南沿岸

～豊かで美しい三陸の自然を守り、
安全で調和のとれた海岸づくり～

仙台湾沿岸

～人・自然・歴史の調和を目指す
安全な海岸の共創～

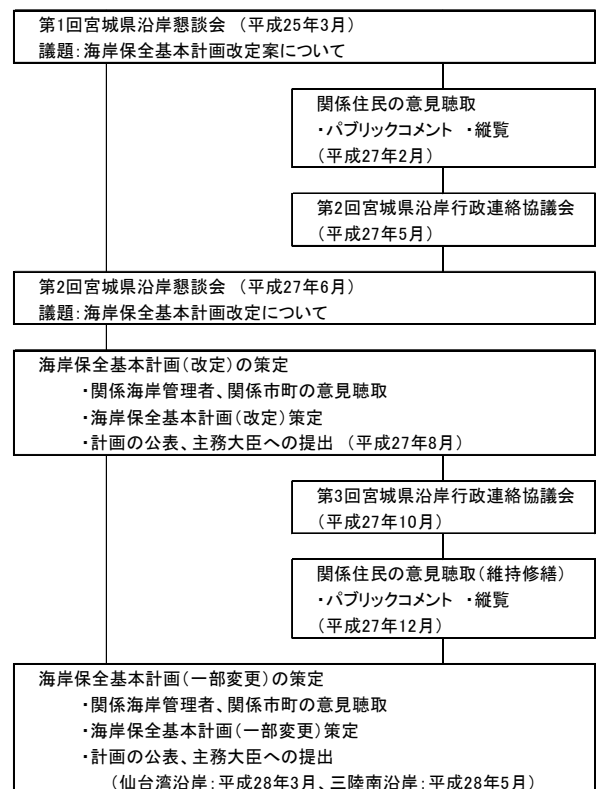
1. 計画変更の背景

宮城県では、平成16年に「三陸南沿岸」「仙台湾沿岸」の2沿岸の海岸保全基本計画を策定し、海岸特性に応じた海岸防護のための海岸保全施設整備はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した調和のとれた総合的な海岸保全を推進してきました。

そうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、海岸保全施設等に甚大な被害が発生しました。このことを踏まえ、中央防災会議から新たな津波対策が示されるとともに、平成26年6月11日には「改正海岸法」が公布されました。このため、震災被害の特徴や今後の防災対策で対象とする津波の考え方を踏まえ、主に「海岸の防護及び維持管理に関する事項」を改定するとともに、海岸環境の保全や海岸利用に配慮すべく「海岸環境の整備及び保全に関する事項」等の必要な改定を行うものです。

2. 計画変更の流れ

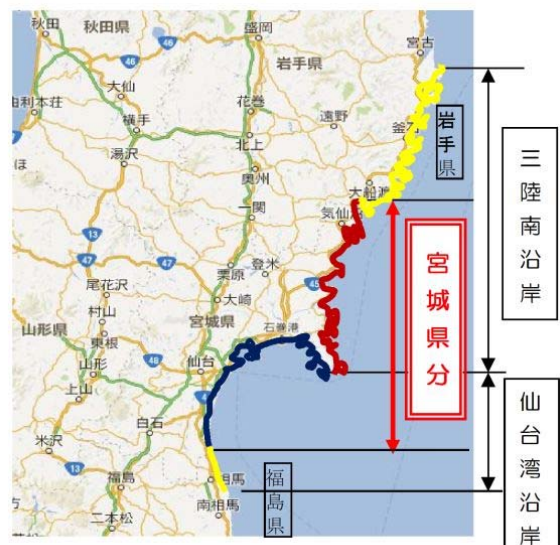
本改定にあたり、宮城県では「宮城県沿岸懇談会」を設置し、変更計画案について意見をいただきました。



3. 計画の対象範囲

宮城県の沿岸は「三陸南沿岸」と「仙台湾沿岸」に区分され、この沿岸ごとに海岸保全基本計画を策定しています。

- 三陸南沿岸海岸保全基本計画
岩手県宮古市鮎ヶ崎～宮城県石巻市黒崎
- 仙台湾沿岸海岸保全基本計画
宮城県石巻市黒崎～福島県相馬市磯部
（茶屋ヶ岬）



4. 計画の概要

本県の海岸保全基本計画は、「防護」「環境」「利用」の3つの事項に係る基本的な事項と、海岸保全施設の整備計画から構成されています。以下に、これら3つの事項に係る基本計画の概要を記載します。



(1) 海岸の防護に関する事項

○海岸の防護

頻度の高い津波には、海岸堤防により人命・財産や種々の産業・経済活動を守るとともに、国土の保全を図る。海岸堤防高については、海岸の特徴を踏まえ、沿岸を地域海岸で分割し、地域海岸毎に基本計画堤防高を設定する。また、海岸堤防高を設定する設計水位は、数十年から百数十年の間隔で発生する比較的頻度の高い津波群のうち、最も高い値の津波を考慮して設定するものと、計画高潮位に30年に1回程度発生が見込まれる波浪のうちあげ高を加えて設定するもののうち、いずれか高い方とする。

最大クラスの津波には、住民の生命を守ることを最優先として住民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する「多重防御」の考え方で減災を図る。

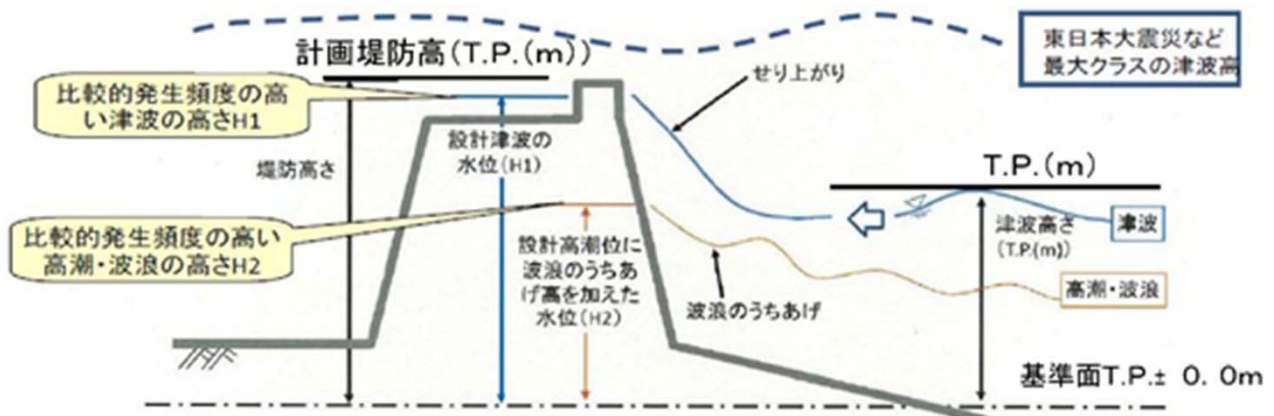
①防護の目標

- 海岸域における安全性を確保するための対象津波・高潮の考え方は以下のとおりです。

設計津波水位：比較的発生頻度の高い津波の高さ

高潮・波浪の高さ：計画高潮位+30年に1回程度発生が見込まれる波浪のうちあげ高

計画堤防高：設計津波水位と高潮・波浪の高さの高い方+余裕高



(2) 海岸環境の整備と保全に関する事項

○海岸環境の整備及び保全

三陸南沿岸の優れた地域環境は、当地域の主要産業のひとつでもある水産業や観光、人々のレクリエーションの場として、また、人々に憩いとやすらぎを与える場としても貴重でかけがえのない資源となっている。このような豊かな地域環境は一度失うと、その回復には長い期間を要することを勘案し、状況に応じた施策を講じていく。

仙台市～相馬市および石巻市～東松島市における長大な砂浜が形成されている仙台湾沿岸には、多くの希少な生物が成育、生息していることから、関係機関と連携・調整し、背後の海岸林も含めた砂浜性生物の生息環境の保全を図る。

また、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震津波により被災した海岸堤防の復旧や、今後の海岸保全施設の整備事業にあたっては、各箇所における自然環境(動植物等)への配慮事項について、各分野に精通している有識者等から助言、指導を得て進める。

①良好な環境の保護・保全

- 地域に残る良好な環境の保護・保全に配慮した防護・保全施設の工法、構造、材料、配置等についての検討を進め、地域の海岸環境に応じた適切な整備を展開する。
- 地元地方自治体や関係行政機関、住民やNPO等と連携して、海岸ゴミ・漂着ゴミへの適切な対処を図る。
- 海岸保全施設の復旧工事等においては、建設中および建設後の自然環境に対する影響を十分に考慮し、影響を最小限にする対策の実施に努める。

②海岸環境の再生・創出

- 堤防等の配置については、海岸特有のエコトーンへの影響を考慮する。
- 文献調査や有識者へのヒアリングなど事前調査を実施し、被災以前の環境把握に努める。
- 環境の各分野に精通している有識者等により、整備箇所の状況に応じた整備方法等の助言・指導を受け、環境に配慮した施設整備に努める。

③海岸景観の創出

- 視覚的なインパクトを極力低減するとともに、違和感ない周辺空間への調和に配慮する。
- 背後の土地利用等を勘案し、必要に応じて緑化に配慮する。
- 東北地方太平洋沖地震津波により被災した海岸堤防の復旧や、海岸保全施設の整備事業においては、国立公園に指定されているリアス式海岸、点在する小規模砂浜等の美しく固有な景観および長大な砂浜と海岸林等の良好な海岸景観に配慮する。

(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

○海岸における公衆の適正な利用

沿岸の豊かで優れた自然環境と海岸景観は、多様に利用できる空間として地域を支える一方で、環境学習・屋外教育、体験交流としての場や多様なレクリエーションへの場を成り立たせているなど様々な面で地域に大きな恩恵を与えている。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震津波により、環境と利用に甚大な被害を受けたが、地域の活性化や各種産業の振興に寄与できるよう、状況に応じて施策を講じ、調和のとれた海岸の利用に努めていく。

①総合的・多面的な活用

- 陸域・海域、河口が持つ豊かな資源や多様な機能を活かし、多面的な観点からの活用方策や、学習・教育、レクリエーションへの場の形成などについて検討・調整していく。
- 漁場環境の保全と養殖業等に配慮し、水産資源の保全に努める。

②海岸愛護活動，啓発活動との連携や普及

- 新たな海岸利用など多様化するニーズにも対応し、海岸の安全で快適な利用や、利用者のマナー向上を図るため、地元地方自治体や地域の人々と連携して啓発活動を進め、普及方策を検討して展開に努める。
- 地域やボランティア活動との連携体制づくりに努める。

③快適性，利便性の向上

- 海辺における憩いの場の確保、海辺へのアクセス性の改善・向上や利用者の快適性を高めるための質の高い海岸環境整備を検討して展開する。
- 東北地方太平洋沖地震津波により消失した砂浜は、必要に応じ、海岸堤防の復旧事業と併せて回復を図る。また、海岸堤防の復旧事業において、適切な防護水準確保のために天端高が嵩上げされる箇所については、水辺への進入について配慮する。

(4) 今後の取り組み方針

①地域住民、NPO等の参画と情報公開

地域の人に愛され、地域住民等が積極的に参画できる海岸づくりのためには、アンケート調査やヒアリング等による住民意見の収集と反映だけでなく、事業の計画時点や実施段階においても地域住民、NPO等の積極的な参画を得て、合意形成を図りつつ事業を実施していく必要がある。また、海岸管理者等は海岸にかかわる情報を公開し、事業の透明性を向上していくものとする。

5. 海岸堤防の防護水準

海岸堤防の防護水準

単位:m(T.P.)



地域海岸名	代表地震・高潮	代表高	基本計画堤防高		
			起点	終点	高さ
唐桑半島東部	明治三陸地震	11.3	岩手県境	真崎	8.0
			真崎	御崎	11.3
唐桑半島西部①	明治三陸地震	11.2	御崎	大明神崎	11.2
唐桑半島西部②	明治三陸地震	9.9	大明神崎	鶴ヶ浦	9.9
気仙沼湾	明治三陸地震	7.2	鶴ヶ浦	岩井崎	7.2
気仙沼湾奥部	明治三陸地震	5.0	潮見町	港町	5.0
			港町	魚町	5.1
			魚町	大浦	5.0
大島東部	明治三陸地震	11.8	大初平	龍舞崎	11.8
			大初平	浦の浜	7.0
大島西部	明治三陸地震	7.0	浦の浜	田尻	7.5
			田尻	龍舞崎	7.0
小泉湾	明治三陸地震	9.8	岩井崎	大沢	9.8
			大沢	蔵内	14.7
			蔵内	石浜	9.8
志津川湾	想定宮城県沖地震	8.7	石浜	戸倉	8.7
			戸倉	神割崎	7.3
追波湾	明治三陸地震	8.4	神割崎	十三浜	6.5
			十三浜	大須崎	8.4
雄勝湾	明治三陸地震	6.4	大須崎	尾浦	6.4
雄勝湾奥部	明治三陸地震	9.7	明神	雄勝	9.7
女川湾	明治三陸地震	6.6	尾浦	崎山	6.6
			湾口防波堤内		5.4
			崎山	寄磯崎	6.6
			寄磯崎	浜畑	6.9
牡鹿半島東部	明治三陸地震	6.9	浜畑	祝浜	9.1
			祝浜	黒崎	6.9
牡鹿半島西部	チリ地震	6.0	黒崎	渡波	6.0
万石浦	チリ地震	2.6	祝田	長浜	2.6
石巻海岸	高潮にて決定	7.2	長浜	洲崎	7.2
松島湾	チリ地震	4.3	洲崎	代ヶ崎	4.3
七ヶ浜海岸①	明治三陸地震	5.4	代ヶ崎	吹崎	5.4
七ヶ浜海岸②	明治三陸地震	6.8	吹崎	蒲生	6.8
仙台湾南部海岸①	高潮にて決定	7.2	蒲生	阿武隈川	7.2
仙台湾南部海岸②	高潮にて決定	7.2	阿武隈川	福島県境	7.2

※ 個々の特殊事情がある地区については、十分に安全度(必要高)が確保されていることを確認した上で、必要に応じて上記の基本計画堤防高を下げている場合がある。

6. 公表場所及び問い合わせ先

■ 海岸保全基本計画は、下記閲覧場所や宮城県ホームページにてご覧いただけます

- 宮城県県政情報センター(県庁地下1階)
- 宮城県東部地方振興事務所県政情報コーナー
- 宮城県気仙沼地方振興事務所県政情報コーナー

➤ 宮城県土木部河川課のホームページ ⇒ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/>

■ 海岸保全基本計画に関する問い合わせ先

建設海岸	: 土木部河川課	tel 022-211-3177
港湾海岸	: 土木部港湾課	tel 022-211-3222
農地海岸	: 農林水産部農村整備課	tel 022-211-2876
漁港海岸	: 農林水産部漁港復興推進室	tel 022-211-2674